



長野県報

2月5日(月)
平成19年
(2007年)
第1835号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(長寿福祉課) 1

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) 2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) 2

公告

一般競争入札(広報課) 3

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課) 3

一般競争入札(2件)(特別支援教育課) 4



長野県告示第45号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年2月5日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
訪問介護ステーションみどり	長野県安曇野市堀金烏川1344-4	平成19年2月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
たのしや居宅介護支援事業所	長野県松本市大字里山辺1832番地1	平成19年2月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
訪問介護ステーションみどり	長野県安曇野市堀金烏川1344-4	平成19年2月1日

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人心泉会 上條記念病院	長野県松本市大字芳川村井町12-1	平成19年2月1日

長寿福祉課

長野県告示第46号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年2月5日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高4634番地	平成22年2月6日

医療政策課

長野県告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所、町役場に備え置きます。

平成19年2月5日

長野県知事 村 井 仁

区域名	区 域 の 範 囲	市町村名	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
平川原2号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域	南佐久郡 佐久穂町	大日向	上瀧平 " " 十角下 上瀧平 " " " " "	1105番5 1105番10 1105番6 1150番9 1105番12 1110番1 1111番3 1104番14 1104番12 1104番6	1号 2号から4号まで 5号から7号まで 8号 9号から11号まで 12号 13号 14号 15号 16号
上堀 (追加)	昭和55年2月21日長野県告示第100号で指定した上堀急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号と19号を結んだ線、標柱19号と右に掲げる地番の土地に存する標柱20号を結んだ線、標柱20号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と昭和55年2月21日長野県告示第100号で指定した上堀急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線に囲まれた区域	上田市	踏入	二丁目	1221番2	20号から22号まで

砂 防 課

長野県告示第48号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成19年1月30日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成19年2月5日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
セブン-イレブン明科中川手店	安曇野市明科中川手2962-1	安曇野市明科中川手2962-1 セブン-イレブン明科中川手店

会 計 課